

第52回おたる潮まつり出店注意事項

1. 出店許可について

出店申請書等の様式を提出していただき、かつ、出店料を納めていただいた出店者の方に「出店許可証」を発行します。出店許可証は、責任者の顔写真を貼り付けた上で、必ず店舗の見える位置に掲示してください。

※警察が、店内に責任者がいるか見回りを行います。責任者は、常時、店内にいるようにしてください。万一、店を離れる場合も連絡が取れるようにしてください。

2. 設置場所について

- ① 潮まつり実行委員会で指定した出店場所以外での販売、呼び込み及びテーブル、椅子や物品の設置などは認めていません。特に、出店場所以外での手持ち販売などの例が見受けられますので、やめてください。
- ② 出店に必要な資材（テント、テーブル、台車など）及び電源の手配は各自で御用意ください。
- ③ テント設営の際、アスファルト等の地面に杭、ペグを打ち込むのは**絶対にやめてください**。
- ④ おたるマリン広場の周囲（芝生及びバラス部分）は使用禁止としております。芝生部分について、剥がれる等の破損があった場合、破損場所の前で営業されている出店者に修繕費用を負担していただくこととなりますので、人が入らないように管理をお願いします。

3. 設営・出店・撤去等時間について

- ① 出店用テントの設営日時

大型店区画 7月26日（木） 17時30分以降

おたるマリン広場区画7月26日（木） 別途御説明します。

② 出店時間及び資材等搬入・搬出時間及び注意点について

日付	搬入可能時間	出店時間	搬出可能時間
27日	9:00～14:00	15:00～22:00	22:30～23:30
28日	8:30～9:30	10:00～22:30	23:00～24:00
29日	8:30～9:30	10:00～22:00	おたるマリン23:30～ それ以外23:00～

③出店時間は上記の通りとなりますが、各日付とも出店時間終了までは閉店しないでください。

出店時間終了の周知のため、27日と29日は22時00分から、28日は22時30分から5分間、配電が止まりますので、直ちに店内のお客さんに退店してもらい、撤収作業に入ってください。特に、最終日は翌日から港湾業務が始まるので、翌朝までに必ず撤去を完了してください。

4. 車両の通行

① 会場内と周辺には、交通規制がかかります。（別添資料の交通規制図をご覧ください。）会場内及び会場周辺を通行の際は警備員の指示に従い、特に徐行してください。また、その際はダッシュボード上の見やすい場所に通行証（7月18日（水）から合同庁舎裏本部にて配布します。）を掲示してください。なお、**通行証には、運転者の連絡先を必ず記入**願います。

② 会場内（出店場所）への車両進入は、搬入・搬出可能時間内に限られます。

③ 出店時間内に止むなく物品の搬出入をするときは、会場入り口までとなります。交通規制図（別途配布）にて確認してください。

これらの地点にて積み降ろしを行う場合は、警備員の指示に従い、終了後は早急に退出してください。

④ 出店者に対する駐車可能スペースは用意しておりません。出店時間中の会場内への駐車や、港湾道路を含めた道路への路上駐車等は**絶対にしないでください**。港湾荷役業務に支障が出るとの苦情が毎年あり、**まつり自体の存続に係る問題となっておりますので厳守願います**。

- ⑤ 設営、撤収時のおたるマリン広場への車両乗り入れについては、合同庁舎側の札幌側のゲートから出入りされるようお願いいたします。なお、混雑が予想されますので、台数、時間ともに必要最低限の乗り入れとして下さい。

搬出入の際、自店前の通路に資材等を置いて車両通行の妨げにならないようにして下さい。また、自店前に車両を駐車する際は、自店側ギリギリに寄せて駐車してください。

撤収時には、積み込みが可能な状態になってから搬出車両を乗り入れしてください。車両を店前などに長時間、駐車したままで撤収作業を行わないで下さい。

5. 清掃及びごみの処理について

- ① 自店内や店の周りの清掃はもちろん、残り物（特に廃油）の処理は確実に行ってください。
- ② ごみは、下記の7種類に分別の上、それぞれの出店者専用ゴミ集積所に出してください。
1. カン
 2. ビン
 3. ペットボトル
 4. トレイ等プラスチック類
 5. 発泡スチロール
 6. 紙くず・割り箸
 7. 段ボール

なお、ごみの分別については、各集積所に分別指導員を配置しておりますので、指導員の指示に従い確実に分別を行ってください（分別していないごみは受け付けません）。

※ごみの分別については、処分施設から指示があり、撤去時間までに確実に行ってください。なお、分別が確実にできていない出店者については、来年度以降の出店を、お断りする場合がありますので、御注意ください。

また、ごみの排出は出店時間中、随時可能です。

③ 調理で油を使う場合、調理機材（特に焼き台、フライヤー）から地面（アスファルト）に熱い油がこぼれることのないようブルーシートとコンパネで養生をした上に調理機材を設置し、調理してください。撤収後アスファルトの汚れや破損がひどい場合は補修費用を負担していただくことがありますので御注意ください。

また、廃油（植物性の廃食用油）の処理について事業者による無償引取を行いますので、御利用ください。不法に廃油を投棄することは絶対にやめてください。

④ 会場内の路上に設置したごみ箱は見物客用ですので、出店者は絶対にごみを出さないでください。また、出店終了後に、会場内のやぐら前等にごみを排出することは絶対にやめてください。

⑤ 実行委員会で設置したごみ箱を移動したり、店内に入れたりしないでください。

⑥ 会場内の出店用水道（シンク）について、油は絶対に捨てないでください。なお油以外の排水は可能ですが、ザルなどを各自用意して残飯などの固形物が残って排水が詰まらないように使用してください。固形物の処理は各自でお願いいたします。

6. 火災事故等の防止措置について

① 会場内で個店が発電機を使用することは禁止となっておりますので、各自で電気事業者に依頼して配電を行ってください。

② 店内で火気（フライヤーを含む）を使用する店は未使用で耐用期限内の消火器（業務用4型以上、エアゾールタイプ等の簡易なものは不可）を配置してください。その他、自店での事故発生には十分に注意して営業してください。

7. 損害賠償保険の加入について

昨年より、来店者等に対しての事故等（食中毒やケガ）に対応する損害賠償保険への加入（保険金1億）をお願いしております。加入書の写しなどの提出の必要はありませんが、万が一事故等が発生した場合、当実行委員会では一切の責任を負いませんので、必ず加入してください。

8. 保健所の営業許可について

食品を扱う店は、出店許可証の写しを添付の上、各自で保健所に営業許可申請をしてください。営業許可申請手数料は昨年と同じですが、出店の品目数に制限がございますので御注意ください。

詳しくは、保健所生活衛生課（Tel 22-3118）までお問い合わせください。

9. 営業終了時間及び未成年者等への酒類提供について

営業終了後は速やかに消灯し、来客の帰宅を促すようお願いしているところですが、これに反し、一部店舗で終了時間を過ぎても商品を販売している実態がありました。また、明らかに未成年と思われる者への酒類提供があったという実態も耳にしています。これらのことは、会場内で若者が帰らずたむろする原因になるほか、非行や犯罪を助長する行為であることから、小樽警察署より嚴重注意を受けておりますので、以下の事項の遵守についてお願いいたします。

○営業終了時間を徹底する。（横幕を張っての営業も認めません。）

○未成年者及び自動車等の運転者への酒類提供禁止を徹底する。

10. その他

- ① 「出店募集要項」「出店要項」の記載事項及び実行委員会の指示に従わない場合は、潮まつり準備期間中を含め、当日の営業中であっても撤去していただきます。
また、次回以降、出店申し込みを受け付けませんので御注意ください。
- ② 各店舗における商品等の盗難、破損などについては、当実行委員会では一切責任は負いません。各自で管理してください。
- ③ 潮まつり期間中、健全に営業が行われているか、実行委員会及び警察が巡回を行うため、代表者又は出店責任者は、必ず店内にいらっしゃるようしてください。万一、店を離れる場合も、常時、連絡がとれるようしてください。
- ④ 前売り券を扱う場合、事前にサンプルを事務局にお持ちください。
(前売り券の店名と出店名が異なることのないよう十分御注意ください。)